

## 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について

平成 29 年 9 月 26 日

中央防災会議幹事会決定

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応については、以下によるものとする。

1. 内閣府（防災担当）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。ただし、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部の設置又は関係省庁災害対策会議が開催されているときは、関係省庁災害警戒会議の開催に代えて、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を開催するものとする。

そのため、内閣府（防災担当）は、速やかに関係省庁災害警戒会議を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、関係省庁災害警戒会議（1.において開催する緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議を含む。以下同じ。）において関係省庁による今後の取組を確認するとともに、内閣府（防災担当）は、国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

3. 関係省庁においては、関係省庁災害警戒会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。総務省消防庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県（南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。以下同じ。）に連絡を行うものとする。指定公共機関

(災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)を所管する関係省庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに当該指定公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の内容に応じ、内閣府(防災担当)が必要があると認める場合に、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
5. 上記に掲げる対応のため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表したときは、直ちに内閣官房(内閣情報集約センター)、内閣府(防災担当)、総務省消防庁及び関係都府県にその旨を連絡するものとする。
6. この申合せについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。
7. 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。
8. この申合せに基づく対応は、平成29年11月1日から実施する。